

新潟県条例第7号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>附 則 1～10 （略） <u>（定員の特例）</u></p> | <p>附 則 1～10 （略）</p> |
| <p><u>11 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、警察官の定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める人員に22人を加えた人員とする。</u></p> | |
| <p><u>12 第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、警察官以外の職員の定員については、当分の間、53人以内でこれを警察官の定員に振り替えることができる。</u></p> | <p><u>11 第2条第1項の規定にかかわらず、警察官以外の職員の定員については、当分の間、53人以内でこれを警察官の定員に振り替えることができる。</u></p> |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。